公　　告

このたび北斗市の一部を受益地域とする土地改良（清川幹線地区（農業用用排水施設））事業を道営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第２項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告します。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないものでその農用地につき、当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和８年10月26日までに北斗市農業委員会に申し出てください。

令和８年10月16日

申請人

北斗市清川７４４番地
木村　正美
北斗市野崎１０３番地の３
時田　孝喜
北斗市清川６７７番地の２
西村　孝夫
北斗市中野通６４０番地の３
株式会社　ヤマカノウ髙橋ファーム
代表取締役　髙橋　陽一

記

１　土地改良事業計画概要書
２　事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面